

# 新JISによる繊維製品品質表示規程が公示されました！

## ☆国際規格へ整合した取扱い表示になります！

平成27年3月31日、新JISによる繊維製品品質表示規程が公示されました。

平成28年12月の施行日後はISOに対応する新JIS(JIS L 0001)による取扱い表示をすることとなります。



### ◆JIS L 0001

繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

### ◆JIS L 1930

繊維製品の家庭洗濯試験方法

### ◆JIS L 1931 -1~4

繊維製品の商業クリーニング

- 1 生地及び製品の評価方法
- 2 パークロロエチレンによる  
ドライクリーニング試験方法
- 3 石油系溶剤による  
ドライクリーニング試験方法
- 4 ウェットクリーニング試験方法

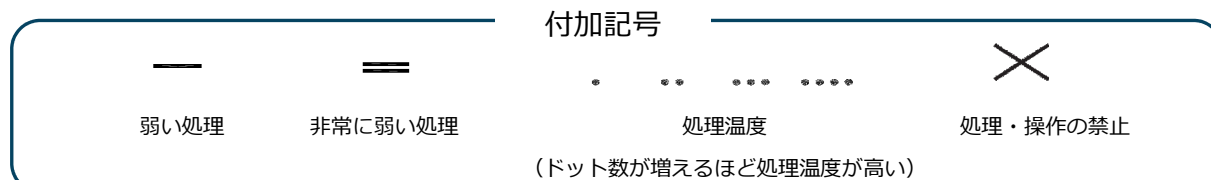
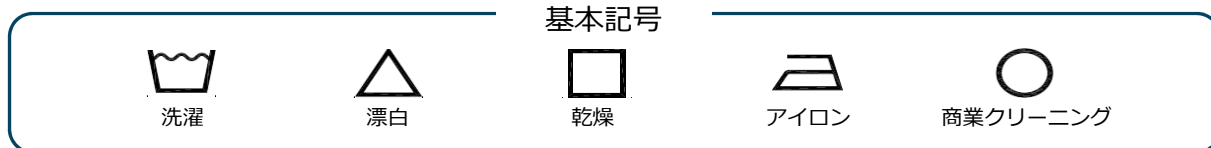
## ☆指示情報から上限表示へ変わります！

序文に「繊維製品の洗濯などの取扱いを行う間に回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作に関する情報を提供することを目的とし」となっており、製品の取扱いに関して上限表示を行うこととなります。

## ☆取扱い表示記号のポイント

### ◆表示記号がすべて変わります。

5つの基本記号と4つの付加記号を用いて最大7種類の項目について表示をします。



「中性」・「」(アイロンあて布)等が表示記号の中に付記できなくなります。

### ◆表示記号の種類が増えます。



### ◆絞りの記号がなくなります。

絞り方は、自然乾燥記号に含まれているという解釈になります(ぬれ干し→絞りなし)。

### ◆省略記号の解釈が変更になります。

ある処理の表示記号を省略した場合、その処理はいずれでも問題ない(取扱うことができる)という意味になります。

### ◆表示順序が変更となります。

洗濯処理の順序での表示に変更となります(洗濯、漂白、乾燥、アイロン、商業クリーニング)。

# 新JIS(JIS L 0001)と現行JIS(JIS L 0217)の表示記号の対比

	(新) JIS L 0001	(旧) JIS L 0217
洗濯		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆記号が7→14種類に増えます。</li> <li>◆「-」が弱い処理、「=」が非常に弱い処理を示します。</li> <li>◆手洗いの温度が30℃→40℃を限度へと変わります。 <b>注意</b></li> </ul>
漂白		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆△は、塩素系・酸素系漂白が可能を示します。</li> <li>◆△は、酸素系漂白のみ可能を示します。</li> </ul>
乾燥	タンブル乾燥 <b>新</b> 	
	自然乾燥 	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆タンブル乾燥 「・」が80℃、「・」が60℃の排気温度を示します。</li> <li>◆自然乾燥 「 」は吊干し、「-」は平干し、「  」はぬれ吊干し、「=」はぬれ平干しを示します。斜線は陰干しを示します。</li> <li>◆タンブル乾燥と自然乾燥は両方表示することが可能です。</li> </ul>
アイロン		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ドットはアイロンの上限温度を示し、「・・・」は200℃、「・・・」は150℃、「・・・」は110℃となります。</li> </ul>
商業クリーニング	ドライクリーニング 	
	ウェットクリーニング <b>新</b> 	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ドライクリーニングは、処理溶剤をP又はFで表示します。「P」は、パークロロエチレン及び石油系溶剤「F」は石油系溶剤</li> <li>◆「-」が弱い処理、「=」が非常に弱い処理を示します。</li> <li>◆ドライクリーニング記号には、タンブル乾燥処理が含まれます。</li> </ul>

## ☆今後のスケジュール

平成28年12月 繊維製品品質表示規程改正の施行（新JIS表示）

※経過措置として、「この告示の施行前にされた繊維製品の品質に関する表示については、改正後の繊維製品品質表示規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。」となっています。